

地域情報通信基盤整備推進交付金の概要

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し地域間の情報格差（デジタル・ディバイド）を是正するとともに、その利活用を促進することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。

1 施策の概要

F T T H、ケーブルテレビ、A D S L、衛星など地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なI C T基盤整備を推進。平成21年度から、定住自立圏構想に資する事業について支援等を拡充。

○ 交付対象主体及び交付率

① 条件不利地域に該当する市町村（交付率：1/3）

（注）条件不利地域とは、過疎、辺地、離島（奄美及び小笠原を含む。）、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。

② ①を含む合併市町村又は連携主体（交付率：1/3）

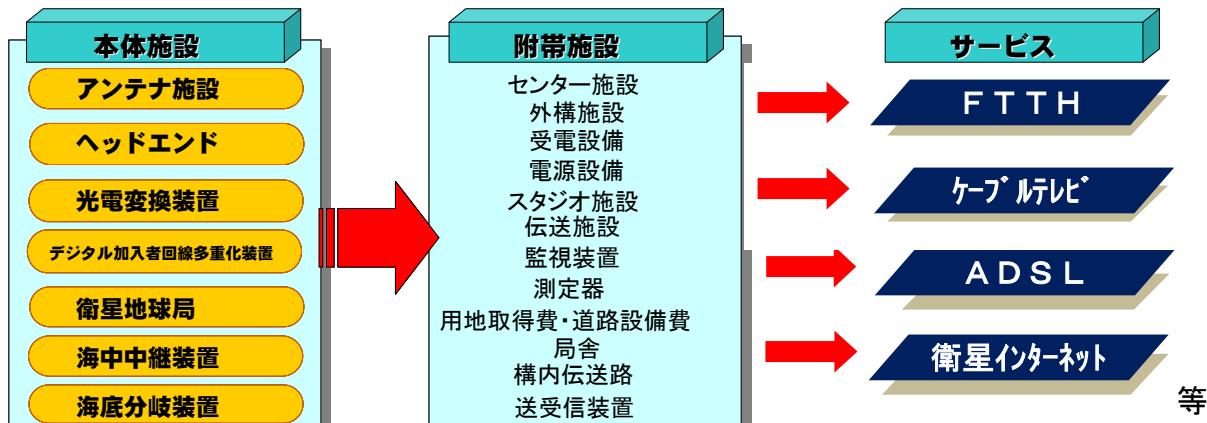
（注1）合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。

③ （採算性から）民間事業者のブロードバンド整備が見込めない地域を含む市町村又は連携主体（交付率：1/3）

④ 定住自立圏構想に基づき情報通信環境を整備する団体（交付率：1/3）

⑤ 第三セクター法人（交付率：1/4）

2 イメージ図



地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進

I C T 利活用の取組

地域課題の解決促進、地域経済の活性化